

## <基本原則>

- ① 事業者は、放射線を受けることをできるだけ少なくするように努める。
- ② 特定汚染土壌等取扱作業、特定線量作業を実施する際には、あらかじめ、作業場所における除染等が実施されるよう努める。

作業場所における空間線量  
( $\mu\text{Sv/h}$ )

### ●線量管理

- ① 個人線量計による外部被ばく測定
- 被ばく低減措置
  - ① 空間線量率の事前・継続的な測定
  - ② 異常時の医師による診察
- 教育
  - ① 労働者に対する特別教育(学科のみ)
- 健康管理措置
  - ① 一般健診(年1回)

### ●線量管理

- ① 個人線量計による外部被ばく測定
- ② 汚染土壌等の放射性物質濃度、粉じん濃度に応じた内部被ばく測定
- 被ばく低減措置
  - ① 作業計画、作業指揮者
  - ② 作業届
- 健康管理措置
  - ① 特殊健診(年2回)
  - ② 一般健診(年2回)

### <共通事項>

- 被ばく低減措置
  - ① 事前調査(空間線量率、放射能濃度等)
  - ② 異常時の医師による診察
- 汚染拡大、内部被ばく防止
  - ① 収集、運搬、保管時の容器の使用
  - ② 作業中、物品の汚染検査
  - ③ 作業に応じたマスク、保護衣の使用
- 教育
  - ① 作業指揮者教育
  - ② 労働者への特別教育

除染特別地域等  
(除染特別地域・汚染状況重点調査地域)

特定汚染土壌等  
取扱業務  
(1万Bq/kg超の汚染土壌等を取扱う業務)

特定線量業務  
( $2.5\mu\text{Sv/h}$ 超の場所での作業を行う業務。特定汚染土壌等取扱業務を除く。)

(注1)実効線量は、事業者の管理下において被ばくしたものに限り(職業性被ばく)

(注2)被ばく限度は、ICRPの職業被ばく限度(年50mSv、5年100mSv)を適用。

$2.5\mu\text{Sv/h}$   
(週40時間、52週換算で、 $5\text{mSv/年}$ 。

電離則の管理区域相当)

### ●線量管理等不要

農業従事者等自営業者、個人事業者については、線量管理等を実施することが困難であることから、この範囲内とすることが望ましい。

なお、ボランティアについては年1mSvを十分に下回ること。

### ●線量管理

- ① 外部被ばく測定(簡易測定可)  
( $2.5\mu\text{Sv/h}$ 超の場所での作業が見込まれる者に限り)
- 健康管理措置
  - ① 一般健診(年1回)

1万Bq/kg

(放射性物質として取り扱う下限値)

取り扱汚染土壌等の放射性物質の濃度(Bq/kg)

$0.23\mu\text{Sv/h}$   
(24時間換算で、年1mSv